

**新潟県条例第15号**

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟県障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正)

**第1条** 新潟県障害者リハビリテーションセンター条例(昭和39年新潟県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(設置等) <b>第1条</b> <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号。以下「法」という。)第83条第2項の規定に基づき、身体障害者の福祉の向上を図るため、新潟県障害者リハビリテーションセンター(以下「センター」という。)を新潟市江南区亀田向陽1丁目に置く。 2 (略)	(設置等) <b>第1条</b> <u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号。以下「法」という。)第83条第2項の規定に基づき、身体障害者の福祉の向上を図るため、新潟県障害者リハビリテーションセンター(以下「センター」という。)を新潟市江南区亀田向陽1丁目に置く。 2 (略)
(指定管理者が行う業務) <b>第7条</b> 指定管理者による管理の場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>センターの施設及び設備の維持管理に関する業務</u> (5) (略)	(指定管理者が行う業務) <b>第7条</b> 指定管理者による管理の場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>指導所の施設及び設備の維持管理に関する業務</u> (5) (略)

(新潟県あけぼの園条例の一部改正)

**第2条** 新潟県あけぼの園条例(昭和39年新潟県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(設置等) <b>第1条</b> <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号。以下「法」という。)第83条第2項の規定に基づき、18歳以上の知的障害者を入所させ、保護するとともにその更生に必要な指導訓練を行うため、新潟県あけぼの園(以下「あけぼの園」という。)を長岡市柿町に置く。 2 (略)	(設置等) <b>第1条</b> <u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号。以下「法」という。)第83条第2項の規定に基づき、18歳以上の知的障害者を入所させ、保護するとともにその更生に必要な指導訓練を行うため、新潟県あけぼの園(以下「あけぼの園」という。)を長岡市柿町に置く。 2 (略)

(新潟県児童福祉施設条例の一部改正)

**第3条** 新潟県児童福祉施設条例(昭和39年新潟県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(設置等) <b>第1条</b> (略) 2 新潟県新星学園(以下「新星学園」という。)は、知的障害のある児童を入所させ、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えるほか、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> (平成17年法律第123号)第5	(設置等) <b>第1条</b> (略) 2 新潟県新星学園(以下「新星学園」という。)は、知的障害のある児童を入所させ、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えるほか、 <u>障害者自立支援法</u> (平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する短期入所(以下「短期入

条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）を行う。

3・4 (略)

5 新潟県はまぐみ小児療育センター（以下「センター」という。）は、肢体不自由のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えるほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び短期入所、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条第1項各号に掲げる業務並びに診療を行う。

(使用料)

第3条 (略)

2 (略)

3 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に定める使用料を納めなければならない。

使用料を納めなければならない者	使用料
(略)	
(略)	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> 第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

所」という。）を行う。

3・4 (略)

5 新潟県はまぐみ小児療育センター（以下「センター」という。）は、肢体不自由のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えるほか、障害者自立支援法第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び短期入所、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条第1項各号に掲げる業務並びに診療を行う。

(使用料)

第3条 (略)

2 (略)

3 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に定める使用料を納めなければならない。

使用料を納めなければならない者	使用料
(略)	
(略)	<u>障害者自立支援法</u> 第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第4条 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(介護補償)</p> <p><b>第10条の2</b> 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所して</p>	<p>(介護補償)</p> <p><b>第10条の2</b> 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して知事が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合(同条第7項に規定する生活介護(次</p>

いる場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。） (3) (略)	号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。） (3) (略)
---------------------------------------------------------------	------------------------------------------

（新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例の一部改正）

**第5条** 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例（昭和43年新潟県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表第2（第2条関係）</b>				<b>別表第2（第2条関係）</b>			
適 用 対 象 者	検 査 の 種 類	使用料等の 額		適 用 対 象 者	検 査 の 種 類	使用料等の 額	
		単 位	料 金			単 位	料 金
1 防疫関係検査 (1)・(2) (略) (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設の収容者、入居者及び職員 (4) (略)	(略)			1 防疫関係検査 (1)・(2) (略) (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設及び <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設の収容者、入居者及び職員 (4) (略)	(略)		
(略)				(略)			

（コロニーにいがた白岩の里条例の一部改正）

**第6条** コロニーにいがた白岩の里条例（昭和46年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(設置等) <b>第1条</b> 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第2項及び <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）第83条第2項の規定に基づき、知的障害児者	(設置等) <b>第1条</b> 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第2項及び <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）第83条第2項の規定に基づき、知的障害児者の福祉の向上を図るため、コロニーにいがた

の福祉の向上を図るため、コロニーにいがた白岩の里（以下「コロニー」という。）を長岡市に置く。

- 2 コロニーは、知的障害のある児童を入所させ、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与え、及び18歳以上の知的障害者を入所させ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第11項に規定する施設入所支援及び同条第13項に規定する自立訓練に限る。以下「障害福祉サービス」という。）を行い、並びに診療を行う。

（使用料）

**第3条** （略）

- 2 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に定める使用料を納めなければならない。

使用料を納めなければならない者	使用料
(略)	
(略)	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> 第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

3・4 （略）

白岩の里（以下「コロニー」という。）を長岡市に置く。

- 2 コロニーは、知的障害のある児童を入所させ、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与え、及び18歳以上の知的障害者を入所させ、障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第11項に規定する施設入所支援及び同条第13項に規定する自立訓練に限る。以下「障害福祉サービス」という。）を行い、並びに診療を行う。

（使用料）

**第3条** （略）

- 2 次の表の左欄に掲げる者は、同表の右欄に定める使用料を納めなければならない。

使用料を納めなければならない者	使用料
(略)	
(略)	<u>障害者自立支援法</u> 第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

3・4 （略）

（新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

**第7条** 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前																
別表（第2条関係） (1)～(4) （略） (5) 福祉保健部関係	別表（第2条関係） (1)～(4) （略） (5) 福祉保健部関係																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第52条第1項の規定による自立支援医療費（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>（平成18年政令第10号）第1条の2第1号に規定する育成医療に係るものに限る。）の支給認定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		4 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）第52条第1項の規定による自立支援医療費（ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u> （平成18年政令第10号）第1条の2第1号に規定する育成医療に係るものに限る。）の支給認定	(略)	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第52条第1項の規定による自立支援医療費（<u>障害者自立支援法施行令</u>（平成18年政令第10号）第1条第1号に規定する育成医療に係るものに限る。）の支給認定</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		4 <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）第52条第1項の規定による自立支援医療費（ <u>障害者自立支援法施行令</u> （平成18年政令第10号）第1条第1号に規定する育成医療に係るものに限る。）の支給認定	(略)	(略)	
事 務	市町村																
(略)																	
4 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）第52条第1項の規定による自立支援医療費（ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u> （平成18年政令第10号）第1条の2第1号に規定する育成医療に係るものに限る。）の支給認定	(略)																
(略)																	
事 務	市町村																
(略)																	
4 <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）第52条第1項の規定による自立支援医療費（ <u>障害者自立支援法施行令</u> （平成18年政令第10号）第1条第1号に規定する育成医療に係るものに限る。）の支給認定	(略)																
(略)																	
(6)～(9) （略）	(6)～(9) （略）																

(新潟県障害者自立支援法施行条例の一部改正)

**第8条** 新潟県障害者自立支援法施行条例（平成18年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p><u>新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>新潟県障害者自立支援法施行条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(新潟県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部改正)

**第9条** 新潟県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成19年新潟県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p><b>第1条</b> <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）に基づく制度の円滑な運用並びに福祉及び介護を担う人材の緊急的な確保を図ることにより、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するため、新潟県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p><b>第1条</b> <u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）に基づく制度の円滑な運用並びに福祉及び介護を担う人材の緊急的な確保を図ることにより、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するため、新潟県障害者自立支援対策臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。</p>

(新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正)

**第10条** 新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(既存病床数及び申請病床数の補正に関する基準)</p> <p><b>第3条</b> 法第7条の2第4項の規定により、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、知事が当該申請に係る病床の種別に応じ医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）第30条の30に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成</p>	<p>(既存病床数及び申請病床数の補正に関する基準)</p> <p><b>第3条</b> 法第7条の2第4項の規定により、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、知事が当該申請に係る病床の種別に応じ医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）第30条の30に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成</p>

<p>立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数を当該病床の利用者の数で除して得た数（その数が、0.05以下であるときは零とする。）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数を当該病床の利用者の数で除して得た数（その数が、0.05以下であるときは零とする。）を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

**第11条** 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(指定障害児入所施設等の一般原則)	(指定障害児入所施設等の一般原則)
<b>第4条</b> (略)	<b>第4条</b> (略)
2 (略)	2 (略)
3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第47条において「障害福祉サービス」という。)を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、 <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第47条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
4 (略)	4 (略)
(従業者の員数)	(従業者の員数)
<b>第5条</b> (略)	<b>第5条</b> (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> 第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。次条第6項において同じ。）	4 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（ <u>障害者自立支援法</u> 第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。次条第6項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設

の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス（同法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。次条第6項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第69号。次条第6項において「指定障害者支援施設基準条例」という。）第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（検討等）

**第24条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。

（秘密保持等）

**第45条** （略）

2 （略）

3 指定福祉型障害児入所施設は、法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

（利益供与等の禁止）

**第47条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 （略）

障害福祉サービス（同法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。次条第6項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第69号。次条第6項において「指定障害者支援施設基準条例」という。）第5条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（検討等）

**第24条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援、障害者自立支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行わなければならない。

（秘密保持等）

**第45条** （略）

2 （略）

3 指定福祉型障害児入所施設は、法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者、障害者自立支援法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。

（利益供与等の禁止）

**第47条** 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者自立支援法第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 （略）

<p>(従業者の員数)</p> <p><b>第54条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定医療型障害児入所施設が、療養介護（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第5条第6項に規定する療養介護をいう。以下この項及び次条第5項において同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者（同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第5項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第70号。次条第5項において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第52条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p><b>第54条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定医療型障害児入所施設が、療養介護（<u>障害者自立支援法</u>第5条第6項に規定する療養介護をいう。以下この項及び次条第5項において同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者（同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第5項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第70号。次条第5項において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第52条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

**第12条** 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項（法第39条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号並びに法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）の人員、設備及び運営並びに指定障害者支援施設の指定に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において使用する用語は、<u>法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>法</u>第38条第3項（法第39条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号並びに法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）の人員、設備及び運営並びに指定障害者支援施設の指定に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において使用する用語は、<u>法及び障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p>



<p>3 自立訓練（機能訓練）（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合において指定障害者支援施設に置くべき従業者は、次のとおりとし、その員数及び当該員数の算定の方法等は、規則で定める。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4～15 (略)</p>	<p>3 自立訓練（機能訓練）（<u>障害者自立支援法施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合において指定障害者支援施設に置くべき従業者は、次のとおりとし、その員数及び当該員数の算定の方法等は、規則で定める。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4～15 (略)</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

**第13条** 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。）並びに法第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営並びに指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> この条例において使用する用語は、法及び<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。</p> <p><b>第51条</b> 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第2条の2に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。）並びに法第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営並びに指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> この条例において使用する用語は、法及び<u>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。</p> <p><b>第51条</b> 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>障害者自立支援法施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第2条の2に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>

（新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

**第14条** 新潟県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対

応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、<u>県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第21条及び第50条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(秘密保持等)</p> <p><b>第48条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等（法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(利益供与等の禁止)</p> <p><b>第50条</b> 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）附則第5条に規定す</p>	<p style="text-align: center;">(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、<u>県、市町村、障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第21条及び第50条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(秘密保持等)</p> <p><b>第48条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等（法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（<u>障害者自立支援法</u>第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(利益供与等の禁止)</p> <p><b>第50条</b> 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは<u>障害者自立支援法</u>第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 (略) (経過措置)</p> <p>2 <u>障害者自立支援法</u>に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）附則第5条に規定する旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を</p>

<p>る旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であって、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、第6条第2項及び第5項並びに第74条第2項及び第4項の規定は適用せず、第28条及び第29条の規定の適用については、第28条第1項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第2項から第9項まで及び第29条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>行う者であって、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、第6条第2項及び第5項並びに第74条第2項及び第4項の規定は適用せず、第28条及び第29条の規定の適用については、第28条第1項中「指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第2項から第9項まで及び第29条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

**第15条** 新潟県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において使用する用語は、<u>法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(規模)</p> <p><b>第9条</b> 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）<u>（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において使用する用語は、<u>法及び障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(規模)</p> <p><b>第9条</b> 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）<u>（障害者自立支援法施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第6条の6第1号に</p>

<p>以下「省令」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)、自立訓練(生活訓練)(省令第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)、就労移行支援及び就労継続支援B型(省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)20人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設(次条第3項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。))にあつては、10人以上)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)、自立訓練(生活訓練)(省令第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)、就労移行支援及び就労継続支援B型(省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)20人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設(次条第3項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。))にあつては、10人以上)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

**第16条** 新潟県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第73号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において使用する用語は、<u>法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準</u>(平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>(基本方針)</p> <p><b>第4条</b> 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第2条の2に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において使用する用語は、<u>法及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準</u>(平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>(基本方針)</p> <p><b>第4条</b> 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>障害者自立支援法施行規則</u>(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第2条の2に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>

(新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

**第17条** 新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年新潟県条例第74号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日前に<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第175号。以下「基準省令」という。）第3条又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）附則第7条の規定によりこの条例が施行されるまでの間において同法第19条の規定による改正後の法第80条第1項に規定する条例で定める基準とみなされることとされた基準省令第3条の規定に基づき定められた運営規程は、当分の間、第4条の規定に基づき定められた運営規程とみなす。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日前に<u>障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第175号。以下「基準省令」という。）第3条又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）附則第7条の規定によりこの条例が施行されるまでの間において同法第19条の規定による改正後の法第80条第1項に規定する条例で定める基準とみなされることとされた基準省令第3条の規定に基づき定められた運営規程は、当分の間、第4条の規定に基づき定められた運営規程とみなす。</p> <p>3 (略)</p>

(新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

**第18条** 新潟県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日前に<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第176号。以下「基準省令」という。）第4条又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）附則第7条の規定によりこの条例が施行されるまでの間において同法第19条の規定による改正後の法第80条第1</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、<u>障害者自立支援法</u>（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日前に<u>障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第176号。以下「基準省令」という。）第4条又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）附則第7条の規定によりこの条例が施行されるまでの間において同法第19条の規定による改正後の法第80条第1項に規定する条例で定める基準とみなされる</p>

<p>項に規定する条例で定める基準とみなされることとされた基準省令第4条の規定に基づき定められた運営規程は、当分の間、第5条の規定に基づき定められた運営規程とみなす。</p> <p>3 (略)</p>	<p>こととされた基準省令第4条の規定に基づき定められた運営規程は、当分の間、第5条の規定に基づき定められた運営規程とみなす。</p> <p>3 (略)</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------

**附 則**

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県障害者リハビリテーションセンター条例第7条第4号の改正及び第12条中新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第1条の改正(「法」を削る部分に限る。)は、公布の日から施行する。